

公益社団法人秦野市シルバー人材センター事務局職員の退職手当に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）事務局職員の給与に関する規程第7条の規定に基づき職員に支給する退職手当について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

第2条 退職手当は、職員が退職したときはその者に、死亡したときはその遺族に支給する。

(職員の範囲)

第3条 退職手当を支給する職員の範囲は、正職員及び嘱託職員とする。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 この規程において、遺族とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないものが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この規程による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれの各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 この規程による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によってその退職手当を等分して各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この規程による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
 - (2) 職員の死亡前に、その職員の死亡によってこの規程による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
- (退職金共済契約)

第5条 第2条に規定する退職手当の支給を確実にするため、センターは、職員を被共済者として独立行政法人勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を締結する。

- 2 退職金共済契約は、中小企業退職金共済法（以下「中退共法」という。）第4条第1項により、職員ごとに掛金月額を定めて締結する。
- 3 退職金共済契約の掛金月額は、正職員3万円、嘱託職員2万2千円とする。

(支給基準)

第6条 退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中退共法に定められた額とする。ただし、正職員については、職員の退職時の給料月額に別表に定める勤続年数に応じた支給率を乗じて得た額が中退共法に定められた額を超えるときは、その差額について予算の範囲内で支給することができるものとする。

(勤続年数の計算)

第7条 勤続年数の計算は、職員として雇用した日の属する月から退職又は死亡した日の属する月までの期間（以下「在職期間」という。）とする。

- 2 前項の規定により算出した在職期間に1年未満の端数がある場合には、6月以上1年未満の場合には1年とし、6月未満は切り捨てるものとする。
- 3 休職期間及び業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤が6月を超えた期間は、在職期間に算入しないものとする。

(退職手当の加算、減額)

第8条 理事長は、職務上特に功労があった者が退職した場合、第6条に定める中退共法に定められた額の100分の5以内について予算の範囲内で加算して支給することができるものとする。

- 2 公益社団法人秦野市シルバー人材センター事務局職員就業規程第47条の規定により処分された者が退職した場合、理事長は第6条に定める中退共法

に定められた額を減額して支給することができるものとする。

(支給制限)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、退職手当を支給しない。

- (1) 在職期間1年未満で退職した者
- (2) 懲戒により解雇された者
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられたことにより退職した者

2 職員が退職後、懲戒による解雇処分を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、既に支給した退職手当を返還させ又は退職手当を支給しないことができる。

3 職員が、刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、判決の確定によって拘禁刑以上の刑に処せられなかったときは、退職の際に支給すべきであった退職手当を支給する。

(委任)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第6条関係）

○退職手当支給率

| 勤続年数 | 定年 | 自己都合 |
|------|-----------|-----------|
| 1 | 1.129950 | 0.451980 |
| 2 | 2.259900 | 0.903960 |
| 3 | 3.389850 | 1.355940 |
| 4 | 4.519800 | 1.807920 |
| 5 | 5.649750 | 2.259900 |
| 6 | 6.779700 | 2.711880 |
| 7 | 7.909650 | 3.163860 |
| 8 | 9.039600 | 3.615840 |
| 9 | 10.169550 | 4.067820 |
| 10 | 11.299500 | 4.519800 |
| 11 | 12.542445 | 6.689304 |
| 12 | 13.785390 | 7.352208 |
| 13 | 15.028335 | 8.015112 |
| 14 | 16.271280 | 8.678016 |
| 15 | 17.514225 | 9.340920 |
| 16 | 18.757170 | 11.593287 |
| 17 | 20.000115 | 12.678039 |
| 18 | 21.243060 | 13.762791 |
| 19 | 22.486005 | 14.847543 |
| 20 | 23.728950 | 17.702550 |
| 21 | 24.971895 | 19.209150 |
| 22 | 26.214840 | 20.715750 |
| 23 | 27.457785 | 22.222350 |
| 24 | 28.700730 | 23.728950 |
| 25 | 29.943675 | 25.235550 |
| 26 | 31.299615 | 26.440830 |
| 27 | 32.655555 | 27.646110 |
| 28 | 34.011495 | 28.851390 |
| 29 | 35.367435 | 30.056670 |
| 30 | 36.723375 | 31.261950 |
| 31 | 38.079315 | 32.165910 |
| 32 | 39.435255 | 33.069870 |
| 33 | 40.791195 | 33.973830 |
| 34 | 42.147135 | 34.877790 |
| 35 | 42.938100 | 35.781750 |
| 36 | 42.938100 | 36.685710 |
| 37 | 42.938100 | 37.589670 |
| 38 | 42.938100 | 38.493630 |
| 39 | 42.938100 | 39.397590 |
| 40 | 42.938100 | 40.301550 |
| 41 | 42.938100 | 41.205510 |
| 42 | 42.938100 | 42.109470 |
| 43 | 42.938100 | 42.938100 |
| 44 | 42.938100 | 42.938100 |
| 45 | 42.938100 | 42.938100 |